

令和2年第6回那珂川町議会臨時会

議事日程(第1号)

令和2年11月30日(月曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録路署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第1号 那珂川町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
改正について (町長提出)
- 日程第 4 議案第2号 那珂川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
(町長提出)
- 日程第 5 議案第3号 那珂川町職員の給与に関する条例の一部改正について
(町長提出)
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録路署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第1号 那珂川町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
改正について (町長提出)
- 日程第 4 議案第2号 那珂川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
(町長提出)
- 日程第 5 議案第3号 那珂川町職員の給与に関する条例の一部改正について
(町長提出)
-

出席議員(11名)

- | | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 福田浩二君 | 2番 | 大金清君 |
| 3番 | 川俣義雅君 | 4番 | 益子純恵君 |
| 5番 | 小川正典君 | 7番 | 益子明美君 |
| 8番 | 大金市美君 | 9番 | 川上要一君 |
| 10番 | 阿久津武之君 | 11番 | 小川洋一君 |

12番 鈴木 繁 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	福 島 泰 夫 君	副 町 長	内 田 浩 二 君
教 育 長	吉 成 伸 也 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	高 林 伸 栄 君
総 務 課 長	岩 村 房 行 君	企 画 財 政 課 長	益 子 雅 浩 君
税 務 課 長	大 武 勝 君	住 民 課 長	藤 浪 京 子 君
生 活 環 境 課 長	高 瀬 敏 之 君	健 康 福 祉 課 長	大 森 新 一 君
子 育 て 支 援 課 長	薄 井 和 夫 君	建 設 課 長	佐 藤 裕 之 君
産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	薄 井 亮 君	上 下 水 道 課 長	益 子 泰 浩 君
学 校 教 育 課 長	板 橋 文 子 君	生 涯 学 習 課 長	小 松 重 隆 君

職務のため議場に参加した者の職氏名

事 務 局 長	笠 井 真 一	書 記	金 子 洋 子
書 記	佐 藤 武		

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（鈴木 繁君） ただいまの出席議員は11名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第6回那珂川町議会臨時会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（鈴木 繁君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（鈴木 繁君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますので、ご覧願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鈴木 繁君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、4番、益子純恵議員及び5番、小川正典議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（鈴木 繁君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日とすることに決定しました。

◎議案第1号～議案第3号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木 繁君） 日程第3、議案第1号 那珂川町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、日程第4、議案第2号 那珂川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、日程第5、議案第3号 那珂川町職員の給与に関する条例の一部改正について、以上3議案は関連がありますので一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） 皆さん、おはようございます。

本日はお忙しい中、令和2年第6回那珂川町議会臨時会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、今回の臨時会の開会に先立ちまして、那珂川町に関しまして新聞等で報道のあった件についての説明と報告をさせていただきます。

まず、1件目が11月15日に執行されました栃木県知事選挙についてであります。

那珂川町選挙管理委員会からの報告では、今回の選挙におきまして、当日の投票所での投票者数を誤って計上し、その結果、期日前投票や不在者投票を含めた投票者総数を誤って把握していたことが原因とのことでした。開票作業時に投票数との乖離が確認されたために発覚し、その原因の特定と投票者数の訂正措置に対する県選管との協議に時間を要し、訂正した投票結果の確定が遅れたことにより、開票確定も遅れたとのことであります。

県選管には、一度発表した投票結果を訂正させることとなり、また町民の皆さんには、開票結果の発表が遅れたことで多大なるご迷惑をおかけしましたことにつきまして、町長の立場からもおわびを申し上げます。

町選挙管理委員会事務局に対しましては、事務手続の見直しを含めた再確認と再発防止策を講じるよう注意を喚起いたしました。

2件目といたしまして、観光宿泊クーポン券発行事業でのオンライン販売委託先事業者への不正アクセス事象についてであります。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業に関連し、那珂川町観光宿泊クーポン券発行事業等実行委員会が販売したクーポン券に関し、そのオンライン販売を委託していたP e a t i xが第三者による不正アクセスを受け、個人情報が出たおそれがある件であります。当該クーポンをオンライン購入した639名の個人情報が流出した可能性があるとのことでした。

この事案に関しましては、P e a t i x社において、個人情報が不正に引き出された可能性のある方に対し、個別に連絡を取って対応されました。那珂川町としましても、町ホームページにおいてお知らせを掲載し、県政記者クラブ加盟各社に情報提供するなど、注意を促しました。現在のところ、これらの流出した可能性のある情報が悪用された被害などは確認されておられません。

町としては、当該クーポン券事業の主催者である那珂川町観光宿泊クーポン券発行事業等実行委員会と連携し、対象者からの問合せなどに対応していくこととしております。

さて、今年の人事院勧告につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、例年よりも大幅に遅れ、また民間の支給状況等を踏まえ、期末手当については0.05月の減額の勧告がなされました。さきの議会全員協議会で説明しましたとおり、12月支給の期末手当にこの減額分を反映させるため、11月30日までに関係条例の改正が必要となり、今回取り急ぎ臨時会を開催することになりましたので、よろしく願いいたします。

それでは、ただいま上程されました議案第1号 那珂川町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、議案第2号 那珂川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について及び議案第3号 那珂川町職員の給与に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

人事院は、今年10月7日に国家公務員の一般職の職員の給与のうち賞与に関して、民間との比較における格差解消のために、期末手当0.05月の引下げの勧告を行いました。

これを受け、11月に国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が施行されたことから、本町においても国に準じて職員給与等の改定を行うこととし、関係する条例を改正するものであります。

また、併せて国の特別職等の期末手当についても引下げを行うことから、議員、町長、副町長及び教育長の期末手当についても0.05月の引下げを行うものです。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（鈴木 繁君） 総務課長。

○総務課長（岩村房行君） 補足説明を申し上げます。

今回の条例改正は、議案第1号の那珂川町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正及び議案第2号の那珂川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正については、人事院勧告に基づく国の特別職等の期末手当の改定状況を勘案し、議員及び町長、副町長、教育長の期末手当の改定を行うものです。

議案第3号の那珂川町職員の給与に関する条例の一部改正については、人事院勧告に基づき、職員の期末手当の改定を行うものです。

主な改正内容であります。人事院勧告に伴う特別職の手当と職員の給与関係について、議案第3号の最後に添付してあります参考資料により説明いたしますので、ご覧願います。

まず、議員、町長、副町長、教育長の期末手当の改定ですが、第1条改正において、令和2年度の期末手当については、12月期の期末手当を0.05月引き下げて1.65月とし、年間3.35月とするものです。

第2条改正において、令和3年4月1日以降の期末手当の年間支給月数3.35月につきまして、6月期と12月期の支給月数を1.675月とし、平準化するものでございます。

次に、職員の給与の改定ですが、1点目の月例給については、民間との給与の格差0.04%で164円と極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定は行わないこととします。

2点目の期末・勤勉手当についてですが、民間の支給割合4.46月との均衡を図るため、期末手当を0.05月引き下げ、期末・勤勉手当の支給割合を4.45月とするものです。

特別職と同様に第1条改正において、期末手当の0.05月の引下げは、令和2年度の支給については12月期の期末手当を0.05月引き下げ、第2条改正において、令和3年4月1日以降の期末手当については、6月期と12月期の支給月数を現行よりそれぞれ0.025月引き下げ、平準化するものです。

なお、各改正条例の附則については、第1条については公布の日から施行すること、第2条については令和3年4月1日から施行することを規定しております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（鈴木 繁君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

採決は1件ごとに行います。

議案第1号 那珂川議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号 那珂川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正については原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号 那珂川町職員の給与に関する条例の一部改正については原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（鈴木 繁君） 以上で、本臨時会の会議に付されました事件は全て終了しました。

これにて令和2年第6回那珂川町議会臨時会を閉会といたします。

会議を閉じます。

ご起立願います。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時15分